

特定福祉用具購入費支給申請に関するQ & A

(事業所・介護支援専門員向け)

このQ & Aの基本的な考え方

福祉用具購入費は、利用者本人の現在の身体状況、日常生活上の動作の困難さ、購入する用具との関係を確認したうえで支給の可否を判断します。「便利になる」「安心できる」「将来に備えたい」という理由だけでは、介護保険給付としての必要性を確認できない場合があります。

申請時は、申請書、理由欄、福祉用具販売計画書、領収書、パンフレット等の内容が相互に一致し、第三者が見ても「どの生活上の困難に対して、どの用具が必要なのか」が分かるようにしてください。判断に迷う場合は、購入前又は申請前に区へご相談ください。

1 再購入に関すること

Q1 以前購入した福祉用具が壊れた場合、再購入は支給対象になりますか。

A 故意によるものではなく、破損により使用できない状態で、かつ修繕が困難な場合は、例外的に支給対象となることがあります。

破損状況が確認できる資料（写真等）を添付し、事前に区へ相談してください。

Q2 汚れや老朽化を理由に買い替えはできますか。

A できません。

経年劣化、汚れ、カビ、黄ばみ等は支給対象外です。

Q3 同じ種目の福祉用具を再購入できますか。

A 原則できません。

ただし、身体状況の著しい悪化等により、既存の用具では対応できなくなった場合は、例外的に認められることがあります。

Q4 紛失・譲渡した場合は再購入できますか。

A できません。

紛失、廃棄、譲渡等を理由とする再購入は支給対象外です。

2 複数購入・設置に関すること

Q5 同じ種類の福祉用具を複数購入できますか。

A 原則としてできません。

ただし、設置場所や用途が明確に異なる場合は個別判断となりますので、事前にご相談ください。

Q6 同じ月に複数の福祉用具を購入した場合はどうなりますか。

A 同月購入分は、申請書を1枚にまとめて提出してください。

Q7 複数の月に分けて購入した場合はどうなりますか。

A 月ごとに申請書を作成してください。

3 購入の時期に関すること

Q8 認定申請前に購入した場合は対象になりますか。

A 対象になりません。

購入日時点で要介護・要支援認定を受けている必要があります。

Q9 認定申請中に購入してもよいですか。

A 購入自体は可能ですが、支給申請は認定結果確定後となります。

非該当となった場合は支給対象外となります。

Q10 入院中に購入した場合は対象になりますか。

A 原則として対象外です。

ただし、退院後に在宅で使うことが明確な場合は、例外的に認められることがあります。

4 購入方法・事業者に関すること

Q11 インターネット通販や量販店で購入したものは対象になりますか。

A 対象になりません。

福祉用具専門相談員から専門的助言を受けていない購入は、支給対象外となります。

Q12 どの事業者から購入しても対象になりますか。

A なりません。

指定を受けた特定福祉用具販売事業者からの購入に限られます。

Q13 受領委任払いは誰でも利用できますか。

A 次の要件を満たす必要があります。

- ・利用者が受領委任に同意していること
- ・給付制限を受けていないこと
- ・事業者が区へ届出を行っていること
- ・申請時に、本人が存命していること。

5 選択制に関すること

Q14 選択制対象の福祉用具は必ず購入しなければなりませんか。

A いいえ。

貸与と購入のいずれかを選択できます。

Q15 貸与か購入かはどのように判断すればよいですか。

A 次の観点を総合的に検討してください。

- ・身体状況の変化の見込み
- ・利用期間の見込み
- ・費用負担（貸与と購入の比較）
- ・医師・リハビリ専門職の意見

Q16 貸与と購入を同時に利用できますか。

A できません。

同一用途については、いずれか一方を選択してください。

6 書類・申請に関すること

Q17 領収書には何を記載する必要がありますか。

A 次の事項が必要です。

- ・被保険者氏名
- ・領収日
- ・福祉用具の名称
- ・金額
- ・事業者名

Q18 購入日と領収日が異なる場合、どちらが基準になりますか。

A 原則として領収日（代金完済日）が購入日となります。

Q19 申請期限はありますか。

A あります。

購入日から2年を経過すると申請できませんので、速やかに申請してください。

Q20 理由欄に書ききれない場合はどうすればよいですか。

A 別紙で作成し添付してください。

選択制対象や複数購入の場合は、特に詳細に記載してください。

7 その他

Q21 本人死亡後でも申請できますか。

A 可能です。

ただし、購入日時点で被保険者資格があることが必要であり、申請は相続人等が行います。

死亡の事実が判明した時点で速やかに区へお問い合わせください。

Q22 購入(支払い)前に本人が死亡した場合はどうなりますか。

A 購入費の支払い前に本人が亡くなった場合は、福祉用具購入費の支給対象となりません。

Q23 購入(支払い)後に本人が死亡した場合はどうなりますか。

A 購入日時点で被保険者資格があり、在宅で使用する目的で適切に購入されたことが確認できる場合は、支給対象となることがあります。支給方法は償還払いとなり、申請は相続人等が行います。

購入の必要性や使用状況等を確認させていただくため、死亡の事実が判明した時点で速やかに区へご連絡ください。

Q24 給付制限を受けている場合はどうなりますか。

A 受領委任払いは利用できず、償還払いのみとなります。

Q25 特注品を購入する場合、追加書類は必要ですか。

A 必要です。

特注品については、既製品では利用者の身体状況又は生活環境に対応できないことを確認する必要があります。申請時には、通常の申請書類に加え、必要に応じて見積書、仕様書、設計図、採寸表等を添付してください。また、特注品を必要とする理由については、申請書の理由欄に具体的に記載してください。必要性が確認できない場合は、追加資料の提出をお願いすることがあります。

Q26 複合的機能を有する福祉用具は支給対象になりますか。

A 個別に判断します。購入理由については、申請書の理由欄に具体的に記載してください。

介護保険給付の対象となる機能と対象外の機能が混在している場合は、対象となる機能部分のみが支給対象となることがあります。申請時には、機能の内訳並びに対象機能及び対象外機能の費用区分が確認できる資料を添付してください。対象範囲又は必要性が確認できない場合は、支給対象外となることがあります。

Q27 排泄予測支援機器を購入する場合、どのような書類が必要ですか。

A 通常の申請書類に加え、医学的な所見が確認できる書類及び試用状況等が確認できる書類を添付してください。

医学的な所見が確認できる書類の例として、主治医意見書、医師の診断書又は意見書、サービス担当者会議等における医師の所見、ケアマネジャー等が医師に確認した内容を記載した書類等があります。試用状況等が確認できる書類の例として、確認調書、試用記録、アセスメント記録等があります。

Q28 スロープを購入する場合、追加書類は必要ですか。

A 必要です。

スロープは貸与と販売の選択制の対象です。購入する場合は、貸与ではなく購入を選択する理由を申請書の理由欄に記載してください。また、通常の申請書類に加え、設置場所の写真、段差及び使用経路が確認できる資料を添付してください。購入の必要性や設置場所が確認できない場合は、追加資料の提出をお願いすることがあります。